

ISFJ2024

政策フォーラム発表論文

子どもの教育機会の平等実現へ¹

-母子世帯の所得と時間についての実証分析-

同志社大学
迫田さやか研究会
教育③
市川清元
岩井智哉
川端彩日
増田萌
菅沼津向
山田優太

2024年 11月

¹ 本稿は、2024年11月30日、12月1日に開催されるISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2024」のために作成したものである。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

本稿では、母子世帯の子どもの教育機会の平等を実現するため、母子世帯が抱える「所得貧困」と「時間貧困」という2つの課題に着目し、現行の教育支援制度の見直しおよび新たな施策の提言を行うことを目的とする。具体的には、学習費用の補助、行政手続きの簡素化、学習機会の提供による母親負担の軽減について検討する。

まず、現状分析として、母子世帯の子どもの大学進学率および最終学歴と生涯賃金の関係から、母子世帯の子どもの教育格差に直面し、将来的に低賃金に悩まされる可能性が高いことを指摘している。このような現状を踏まえ、教育格差の要因として、母子世帯はふたり親世帯や父子世帯と比較して経済的負担が重く、かつ時間的制約も多いという点に注目する。母子世帯の約5割が相対的貧困状態に陥っているが、正規雇用の割合はふたり親世帯の母親に比べて高い。時間当たりの賃金が低く、長時間労働をして補っていることから、結果として時間的余裕が乏しい状況にあると考察できる。

また、貧困世帯の子ども向けの教育支援策は存在するものの、実際の利用率が4.5%と極めて低いケースも存在する。この利用率の低さは、対象世帯の所得制限の厳しさ、制度の認知不足、親の余裕のない生活時間が挙げられる。特に、申請が必要な制度においては、時間的な余裕の少ない母子世帯にとって、利用は困難である。母子世帯の親が抱える悩みに即した支援制度は十分ではないことが示唆される。

以上の現状分析を踏まえ、本稿では、「母子世帯が抱える経済的負担及び時間的制約が、子どもの教育機会の不平等につながるのではないか」という点を問題意識とする。これらの課題を克服し、教育機会の平等を達成するための政策の提言を目指す。

本稿では分析するにあたって、第一に、所得貧困と時間貧困について定義をする。相対的な所得貧困線の定義は本稿の先行研究である石川・浦川（2014）を参考にし、等価可処分所得の中央値の50%とする。また、石井・浦川（2014）に倣い、総時間から基礎的活動時間を差し引いた時間を可処分時間とし、そこから最低限必要家事時間を差し引いた結果である配分可能時間を時間の貧困線とする。時間の貧困線と労働および通勤時間を比較し、配分可能時間が小さくなる時点を時間貧困と定義した。

第二に、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターによる「日本家計パネル調査（JHPS/KHPS）」の2014年から2016年の3年間のパネルデータを用いて、母子世帯であることが所得貧困・時間貧困に陥る可能性を高めるかどうかを分析する。所得貧困と母子世帯であることとの関係について、母子世帯であることが所得貧困に陥る確率を高めるという仮説を支持する結果を得ることができた。しかし、時間貧困に関する分析では仮説を支持する結果は得られず、分析における課題点の存在が明らかとなった。課題点を踏まえ1週間あたりの勤務時間に下限を設けた分析を行った。

第三に、一般的な貧困分析で採用されている所得の貧困線が子どもの教育機会の確保という観点から適切であるかを検証する。絶対的な所得貧困線を子どもが国公立4年制大学を卒業するために必要な母子世帯の年収として推計したものを定める。具体的には20歳未満の子どもを持つ母子世帯の最低限必要生活費と、子どもの1年間の教育費の合計とした。

以上を踏まえて、以下の2つの政策提言を行う。

第一に、児童学習支援手当の導入である。この手当は、電子ポイントなどの形で支給され、教育関連費用に限定して使用可能とするものである。この政策で期待される効果は、所得貧困に苦しむ母子世帯の子どもが手当を利用することで、十分な学習機会を得られることである。

第二に、放課後児童学習教室の整備である。具体的には、小学生から高校生に対して、自身の学校またはオンライン上で学習支援を受けられる環境を提供する。この政策で期待される効果は、現在母子世帯の親が抱える時間的制約を軽減し、子どもに学習機会を提供することである。

目次

要約.....	2
はじめに.....	6
第1章 現状・問題意識.....	7
第1節 本章の概要.....	7
第2節 母子世帯の現状について.....	7
第1項 母子世帯に着目する理由.....	7
第2項 経済的不利な状況にある母子世帯.....	8
第3項 時間的制約が多い母子世帯.....	9
第3節 ひとり親世帯における教育支援策の現状.....	11
第1項 ひとり親世帯における支援策.....	11
第2項 支援制度へのアクセスについて.....	14
第4節 問題意識.....	16
第2章 先行研究及び本稿の位置付け.....	18
第1節 先行研究.....	18
第2節 本稿の位置付け.....	19
第3章 分析.....	20
第1節 分析の方向性.....	20
第2節 貧困の定義.....	20
第1項 所得貧困の定義（相対的）.....	20
第2項 時間貧困の定義.....	21
第3節 分析：母子世帯と所得貧困・時間貧困.....	23
第1項 使用データ.....	23
第2項 検証仮説と概要.....	23
第3項 設定した変数と使用モデル.....	24
第4項 分析1：所得貧困と母子世帯であることの関係.....	25
第5項 分析2：時間貧困と母子世帯であることの関係.....	27

第6項 新しい所得貧困線.....	29
第4章 政策提言.....	33
第1節 政策提言の方向性.....	33
第2節 政策提言.....	33
第1項 政策提言1 子どもの教育費支援のために一児童学習支援手当の導入.....	33
第2項 政策提言2 母親の時間的配慮をした学習支援策として一放課後児童学習教室の導入.....	35
第3節 政策提言のまとめ.....	36
おわりに.....	37
参考文献・引用文献・データ出典.....	38

はじめに

近年、日本社会では子育て支援の重要性がますます高まっている。最終学歴は個人の生涯賃金に影響を与えることが広く知られており、教育支援は子どもの将来の所得に直結する要素と考えられている。

しかし、子育てに伴う経済的負担は、家族構成や世帯の収入状況によって大きく異なり、そのために多様な支援策が求められている。特に母子世帯では、経済的負担に加えて時間的制約も多く、これが子どもの教育機会の格差を生む要因となっている。Bowles(1973)は、「所得の不平等の大部分は機会の不平等に起因する」²と述べた。

本稿では、母子世帯の子どもの教育機会の平等を目指し、母子世帯が直面する所得貧困と時間貧困という 2 つの課題の是正に注目する。母子世帯であることが経済的負担および時間的制約にどのような影響を与えるかを分析し、その結果に基づいて、今後日本が、母子世帯の子どもの教育機会を均等にするために取るべき施策について、政策提言を行う。

² これは、「不平等の原因は知能 (IQ) であり、子どもへの教育を通じて機会を均等化しても結果の平等は変わらない」と指摘した Jensen(1969)に対するものである。

第1章 現状・問題意識

第1節 本章の概要

本章では、ひとり親世帯、とりわけ母子世帯をめぐる現状について把握することを目的としている。

第2節では、母子世帯をめぐる現状についての分析を行う。まず、第1項では、筆者らが本稿においてひとり親世帯の中でも母子世帯を対象とした理由について説明する。母子世帯とふたり親世帯の比較を行うことで、子どもの教育に充てられる資源に差が生じていることが明らかになり、母子世帯ではその資源がより限られていることが示される。続く第2項と第3項では、第1項を踏まえて、母子世帯が直面している2つの課題について考察し、そのような状況に陥りやすくなっている可能性を述べる。

第3節では、第2節で指摘された課題に対する現在の政策や民間の支援策を確認している。現在、母子世帯に特化した政策は存在していないため、対象をひとり親世帯全体という本稿の対象より広い枠組みで取り上げる。

第4節では、第2節、第3節で述べた内容から考察した問題意識について述べる。

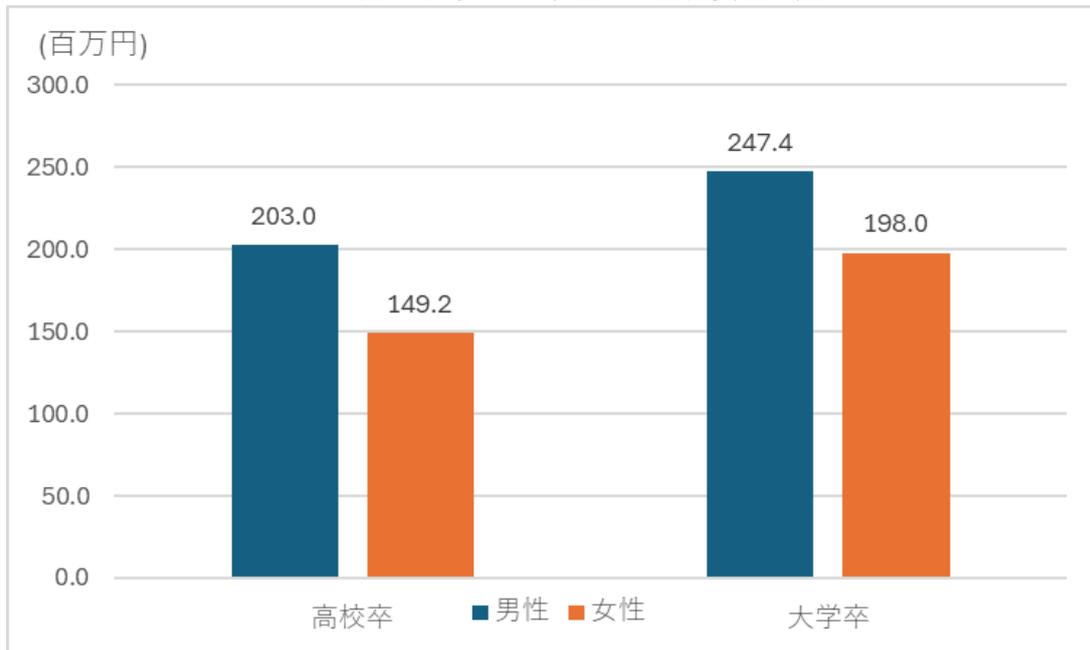
第2節 母子世帯の現状について

第1項 母子世帯に着目する理由

本稿において、ひとり親世帯の中でも母子世帯に焦点を当てた分析を行う理由として、男女間の賃金格差に着目したい。厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」によると、男性一般労働者の給与水準を100とした場合、女性一般労働者の給与水準は75.2となっている。また、このような男女間の賃金格差はひとり親世帯でも同様に見られ、厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によると、ひとり親世帯の平均年間収入は母子世帯が272万円であることに對し、父子世帯は518万円ということがわかる。なお、同調査の結果、母子世帯数は119.5万世帯で、父子世帯数は14.9万世帯と、父子世帯に比べ母子世帯が多いということが明らかとなった。以上より、ひとり親世帯の中で世帯数が多く、経済的負担を強いられていると考えられる母子世帯に焦点を当てることとした。

また、補足として、最終学歴と生涯賃金の関係について述べる。最終学歴について、文部科学省「令和3年度学校基本調査」の結果では、大学（学部）進学率は全世帯で54.9%となっている。一方で、同年度の「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」の結果より、母子世帯における大学（学部）進学率は41.4%であり、母子世帯は全世帯の割合に比べて低くなっていることが現状である。また、大学に進学することは生涯賃金を向上させる。図1より、学校を卒業し直ちに就職し、60歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合の生涯賃金は、大学卒と高校卒を比較すると大学卒のほうが男女ともに約5千万円も高くなっている。

図 1 男女別・学歴別の生涯賃金の差



出典：労働政策研究・研修機構 (JILPT) ユースフル労働統計 2023. 21 生涯賃金など生涯に関する指標より筆者作成

注) 学校を卒業しただちに就職し、60 歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合 (同一企業継続就業とは限らない、退職金を含まない)

以上より、母子世帯の子どもは、経済的な負担から十分な教育投資を受けることができず、大学への進学を諦めて高校を卒業後すぐに就職し、将来低賃金に悩まされる可能性があるということが考えられる。このような教育格差は世代間連鎖するといわれており、親の所得が低ければ、その世帯に生まれた子どもはスタート時点から教育格差に苦しむことになる。

第 2 項 経済的不利な状況にある母子世帯

第 1 項で述べたように、母子世帯の子どもは大学進学率が低い傾向にあり、その要因として経済的負担が大きいことがあげられる。本項では、母子世帯の相対的貧困率について述べる。

表 1 は、子どものいる世帯を所得の高い順に並べ、全体の真ん中にくる世帯の所得 (中位所得) の 50% を貧困線として、これより低い所得で暮らす貧困世帯の割合、すなわち「相対的貧困率」を算出したものである。可処分所得が貧困線を下回る世帯の割合は、母子世帯では 51.4%、父子世帯では 22.9%、ふたり親世帯では 5.9% となっている。また、可処分所得が貧困線の 50% を満たない「ディープ・プア (Deep・Poor)」世帯の割合は、母子世帯が 13.3%、父子世帯が 8.6%、ふたり親世帯が 0.5% である。母子世帯の約 5 割が相対的貧困に陥っており、経済的な余裕がほとんどない状況であるといえる。

表 1 母子世帯とふたり親世帯の相対的貧困率

	ディープ・プア率 (可処分所得<貧困線の50%)			貧困率 (可処分所得<貧困線)			UK 基準貧困率 (可処分所得<貧困線の120%)		
	母子	父子	両親	母子	父子	両親	母子	父子	両親
第1回 (2011)	16.7	0.0	2.2	46.6	2.2	10.7	62.6	13.3	18.7
第2回 (2012)	9.1	0.0	0.2	44.8	3.3	7.2	58.7	10.0	14.2
第3回 (2014)	19.5	9.4	1.0	57.0	28.1	7.7	65.3	37.5	13.9
第4回 (2016)	13.2	4.3	0.2	47.0	10.6	6.2	61.4	14.9	11.8
第5回 (2018)	13.3	8.6	0.5	51.4	22.9	5.9	61.7	40.0	11.3

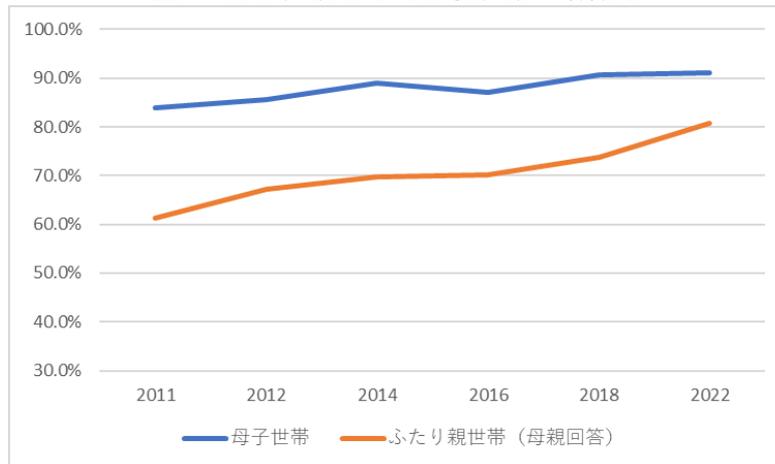
出典：労働政策研究・研修機構. 子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2018(第5回子育て世帯全国調査)より筆者作成

第3項 時間的制約が多い母子世帯

本項では、母子世帯の子どもが教育格差に陥る要因として、経済状況の他に新たに母子世帯の時間的制約について焦点を当てる。労働政策研究・研修機構「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2022 第1回(2011年)～第6回(2022年)子育て世帯全国調査の基礎的集計」より、母子世帯の親の有業率と雇用形態に着目した。この調査は末子が18歳未満のひとり親世帯とふたり親世帯それぞれ2,000世帯ずつを対象にした調査である。また、母親の半数が40～49歳で高卒以下である。

図2より、母子世帯の親は約9割が就業していることがわかる。そして、いずれの時点においても、その有業率はふたり親世帯の母親を上回っている。このことから、ひとり親かどうかにかかわらず、母親の有業率は高まっているが、中でも母子世帯の親は1人で生計を立てるために、働いている人が多いということが顕著にあらわれている。

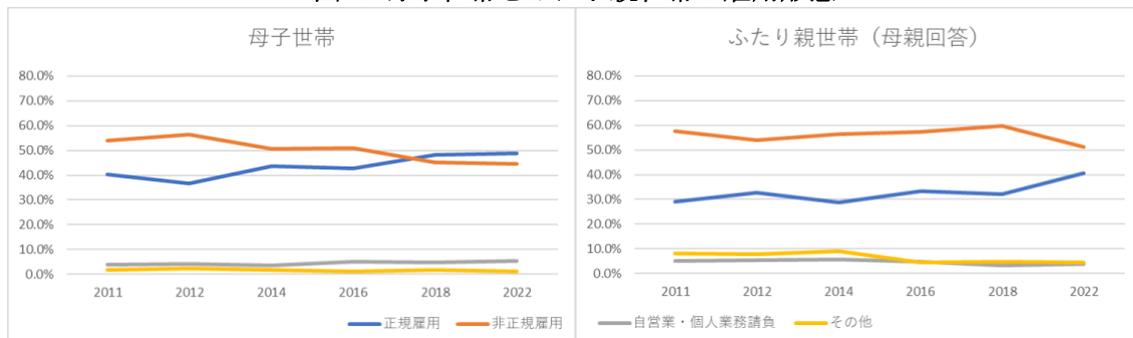
図 2 母子世帯とふたり親世帯の有業率



出典：労働政策研究・研修機構（JILPT）調査シリーズ No. 239 『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2022 第1回（2011年）～第6回（2022年）子育て世帯全国調査の基礎的集計』本文中図表バックデータより筆者作成

次に雇用形態について、図3より、母子世帯では「正規雇用」の割合がふたり親世帯よりも約10%高い。そしてその割合は年々上昇しており、わずかに「非正規雇用」の割合をも上回っている。このような結果の背景としては、母子世帯が収入をより多く得るために働かなければならない、ふたり親世帯に比べて低賃金の仕事であるため長時間労働が必要などの理由が考えられる。

図 3 母子世帯とふたり親世帯の雇用形態



出典：労働政策研究・研修機構（JILPT）調査シリーズ No. 239 『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2022 第1回（2011年）～第6回（2022年）子育て世帯全国調査の基礎的集計』本文中図表バックデータより筆者作成

続いて、母子世帯の労働時間の長さについて注目する。労働政策研究・研修機構（2014年）「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2014（第3回子育て世帯全国調査）」によると、ふたり親世帯の母親の平均就業時間は週30.49時間のところ、ひとり親世帯の母親は週36.9時間と長い。加えて、ひとり親世帯の母親の就業時間は週50時間未満が38.9%で、これはふたり親世帯の母親の25.9%よりも大きな割合である。また、60時間未満においても同様にふたり親世帯と比較すると大きな割合であることが分かる。

これらの結果から、母子世帯の親はふたり親世帯の母親と比較すると、正規雇用として

長時間働いている人が多いということが分かる。

図 4 1週間あたりの平均就業時間（残業含む）



出典：労働政策研究・研修機構子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2014 付属資料より筆者作成

第3節 ひとり親世帯における教育支援策の現状

本節では、日本の教育支援策の現状について分析する。その際、金銭面に対する支援策と時間面に対する支援策の2つに着目していく。

第1項 ひとり親世帯における支援策

現在日本では、地方自治体をはじめとして、ひとり親世帯や生活保護受給世帯に対して、教育支援が行われている。その一つとして、厚生労働省「子どもの学習支援制度」がある。この制度は「貧困の連鎖」を防止するために、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に各自治体で学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言を行う事業である。支援内容については、株式会社三菱総合研究所、人間・生活研究本部がまとめた「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業」実践事例集から2つ取り上げる。

1つ目は、千葉県八千代市における事例だ。ここでは、中学1年生から高校3年生の生活保護受給世帯の子どもを対象に毎週木曜日の17時から19時30分まで市役所隣接の福祉センターの会議室2か所を借りて、マンツーマンの勉強会を実施している。この活動では、社会人や大学生などのスタッフがボランティアに参加し、学習を支援している。

2つ目は、千葉県習志野市における事例だ。ここでは、中学1年生から高校3年生の生活保護受給世帯の子どもを対象に、週2回 17:30～19:30（夏季、冬季特別学習期間は15:30～18:30）市庁舎分室内の会議室を使用して個別指導を行っている。この活動では、

教員 OB や教職課程の大学生等が参加して学習を支援している。

これらの学習支援事業は、時間的余裕がなく、世帯で子どもの学習の面倒を見ることができないという母子世帯の問題を解決できる。しかし、目的が教育格差の是正ではなく、世代を超えて同様の状況に陥らないようにするためであるため、生活保護受給者世帯に対する施策がほとんどである。

続いて、自治体における教育費補助支援策として2つ例をあげる。1つ目は、「大阪市習い事・塾代助成事業」だ。この事業は「子育て世帯の経済的負担を家庭の状況によらず軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を等しく提供するため、市内在住の小学5年生～中学3年生を対象として学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育にかかる費用を、月額1万円を上限に助成する事業である。しかし、経済的負担を抱えるひとり親世帯において、月額1万円で習い事や学習塾の費用を補えるとはいえず、十分な支援ではないと考える。

2つ目に、東京都では「受験生チャレンジ支援貸付事業」を行っている。この事業は、一般世帯、ひとり親世帯において世帯収入が一定以下である世帯の中学3年生と高校3年生（またはこれに準じる人）を対象に、学習塾や各種受験対策講座、通信講座などの受講料や、高校や大学等の受験料の貸付を無利子で行っている。また、高校や大学等などに入学した場合は返済が免除され、中途退学した場合の再チャレンジにも利用可能である。貸付限度額は、学習塾等受講料で20万円、高校受験料の貸付限度額で2万7,400円、大学受験料で8万円となっている。この事業は、経済的余裕がなく塾代を出せないひとり親世帯にとって有効である。また、世帯が金銭的に不利に立たされていることを理由に大学の受験を諦めてしまう子どもも同時に減るのではないかと考えられる。

次に、ひとり親世帯の経済的支援に対する「手当」の部分で2つ注目する。

1つ目は「児童扶養手当」という制度だ。児童扶養手当とは、各地方自治体において、父母が婚姻を解消した児童や、父が死亡した児童などを育てている母や養育者に支給される手当である。ひとり親世帯の経済的問題を解決するために、子ども家庭庁では令和7年度11月から、児童扶養手当に対する条件の緩和を行う予定である。具体的には表2より支給月額がすべて支払われる世帯が上限年収160万円から190万円まで引き上げられる。また、支給がすべて停止になる世帯は下限年収365万円から385万円まで引き上げられる。これによって44万のひとり親世帯が給付金を増やすことのできる見込みである。

表2 ひとり親世帯の経済的支援（児童扶養手当）の拡充
（子どもが一人の世帯の場合の金額）

	条件緩和前	条件緩和後	支給額増額人数
全額支給の上限	365万円	385万円	5万人
一部支給の下限	160万円	190万円	2万人
一部支給額			37万人
支給額増額総人数			44万人

※令和7年1月支給から実施見込み

出典：ひとり親家庭等に関する施策・制度について（子ども家庭庁支援局家庭福祉課）より筆者作成

表 3 児童扶養手当の支給額

児童人数	全部支給（月額）	一部支給（月額）
1人目	45,500円	45,490～10,740円
2人目	10,750円	10,740～5,380円
3人目以降	2人目と同額	2人目と同額
所得制限限度額	190万円	385万円

出典：子ども家庭庁 児童扶養手当についてより筆者作成

2つ目は、東京都独自の給付金制度である「児童育成手当」だ。こちらもひとり親世帯に対する支援策の一つだといえる。表4よりこの手当は18歳までの子ども（障害を持っている場合は20歳未満）を養育するひとり親世帯に支給され、支給額は育成手当が13,500円、障害手当が15,500円である。また、表5より所得制限額は児童扶養手当に比べて高めに設定されていることもわかる。

表 4 児童育成手当の支給額

手当金名	支給金額（1人あたり月額）
育成手当	13,500円
障害手当	15,500円

出典：東京都北区ホームページより筆者作成

表 5 児童育成手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額
1人目	398万4000円
2人目	436万4000円
3人目	474万4000円
4人目	512万4000円

出典：東京都北区ホームページより筆者作成

続いて、ひとり親世帯への時間的支援として2つ注目する。1つ目は京都市の「ひとり親家庭等日常生活支援事業」である。この事業は、未就学児及び小学生を養育しているひとり親家庭が、技能習得のための通学や就職活動、又は疾病や出産等のために一時的に生活援助又は保育サービスが必要となる場合に、家庭生活支援員の派遣等により生活の安定を図る制度である。また、午前6時から午後10時の間で、月に40時間までを上限として利用できる。この支援策は、仕事で帰宅時間が遅くなる場合や、病気を患った際の子育て援助や子どもの送迎など、日々の生活時間に余裕がなく、多忙な母子世帯の親にとって有効であると考えられる。

表 6 京都市ひとり親家庭等日常生活支援事業

支援の種類	内容	実施場所	実施単位
生活援助	家事、介護、その他の日常生活の便宜 ・乳幼児の保育、食事の世話及びそれに付随する送迎等 ・住居の掃除、生活必需品の買い物、医療機関等との連絡、その他必要な用務	生活援助を受ける方の居宅	1 時間単位
子育て支援	保育サービス及びこれに付随する便宜（送迎等）	家庭生活支援員の居宅 その他適切な場所	1 時間単位

出典：京都市 ひとり親家庭等日常生活支援事業より筆者作成

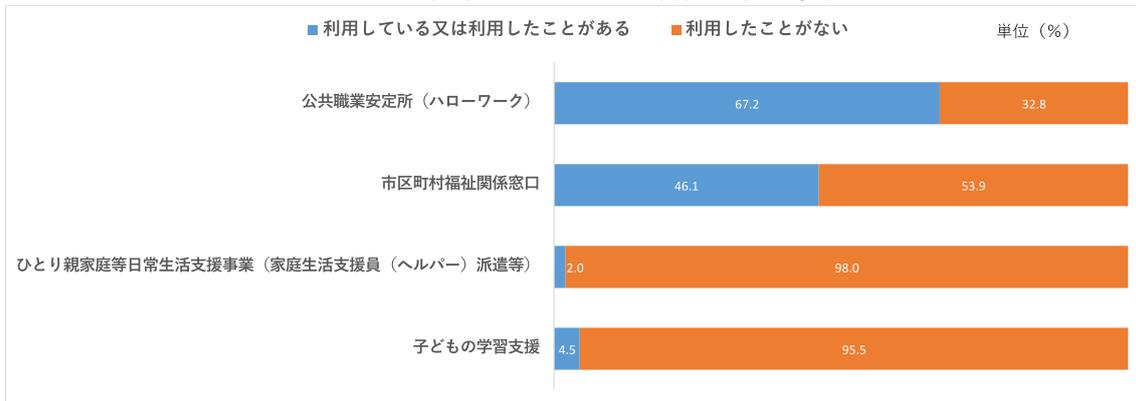
2つ目は大阪府豊中市の事例だ。ここでは、令和6年4月から市内にある39の公立小学校すべてで、登校時間よりも1時間早い午前7時に開門し、学校で児童を預かる取り組みを行っている。これは、小学校の入学に伴い、今までならば、保育所などで長時間子どもを預けることが可能であったがそれが不可能になり、保護者が仕事を続けにくくなるいわゆる「小1の壁」に対応しようと始めた政策である。このような取り組みは正規雇用で、朝早く出勤しなければならないひとり親世帯にとって有効な支援策ということができる。

第2項 支援制度へのアクセスについて

前項の通り、ひとり親世帯に対する支援策は数多く存在していることが明らかとなった。しかし、厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、公的制度の認知度は高いとはいえ、父子家庭、母子家庭ともに制度の利用率が低い状態に陥っていることが分かる。

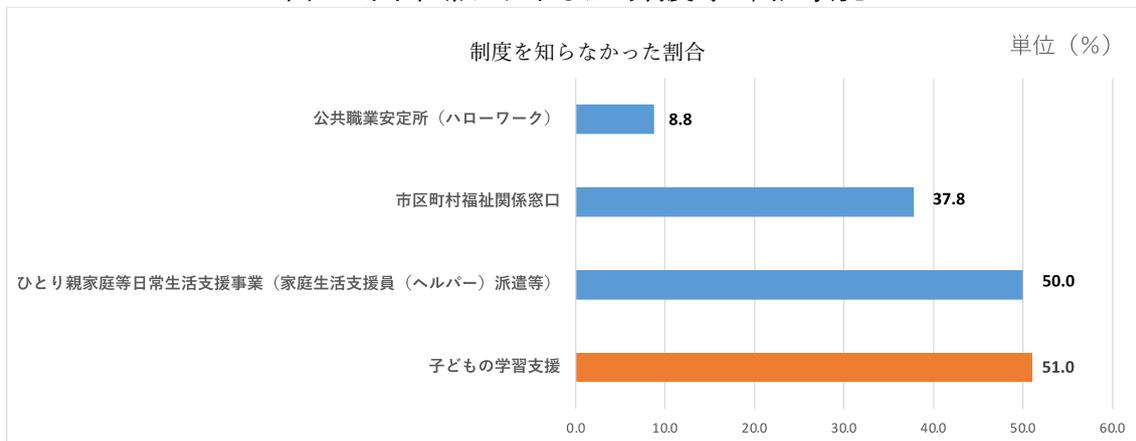
ここで注目したいのは、子どもの学習支援を利用している又は利用したことがある割合が4.5%とかなり低い状況であることだ。図5、図6より、95.5%の世帯が利用したことがなく、51.0%がそもそも制度を知らなかったという状況に陥っていることが分かる。

図 5 母子世帯における公的制度の利用状況



出典：全国ひとり親世帯等調査、令和3年度全国ひとり親世帯等調査実数値より筆者作成

図 6 母子世帯における公的制度等の周知状況



出典：全国ひとり親世帯等調査、令和3年度全国ひとり親世帯等調査実数値より筆者作成

このような学習・生活支援制度があるにもかかわらず、利用率が低い原因について、我々は3つの問題点を考えた。

1つ目は、公的支援が受けられる所得制限がかなり低く設定されていることである。子どもの学習支援制度はそもそも生活保護世帯が対象の限定的なものである。実際に、表7より、ひとり親世帯の子どもが対象の学習・生活支援事業は他と比べて少ないことがわかる。しかし、厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」では、生活保護を受給している母子世帯は9.3%であり、相対的に見ると少数である。そのため、生活保護を受給していないが、日々働きながら最低限度の生活をし、子どもへの教育費にまで手が回らないといった世帯はこれらの制度の対象外になってしまっている。

表 7 子どもの学習・生活支援事業の対象世帯

区分	回答数	割合
生活保護世帯	582	97.8%
市町村民税非課税世帯	317	53.3%
就学援助受給世帯	452	76.0%
自動扶養手当全額受給世帯	398	66.9%
ひとり親家庭	354	59.5%
その他	333	56.0%

出典：厚生労働省「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和4年度事業実績調査集計結果 p.22」より筆者作成

2つ目は、制度をそもそも認知していないことが考えられる。制度の利用には、まず親が子どもに学習支援制度を受けさせてあげたいといった教育への理解があることが必要である。自発的に制度を調べて行動しない限り、受けられないのが現状である。

3つ目は、親の生活時間に余裕がないことである。自治体の行う子どもの学習支援制度には、生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯など、対象世帯が定められている。そのため、制度を利用するには書類や申請書が必要となり、仕事や育児で多忙であると生活が第一優先になってしまい、その手続きは簡単にできない。

さらに、学習支援制度は訪問型だけでなく集合型として行われることが多い。「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業」実践事例集より、京都府長岡京市では市内 NPO 法人の建物でマンツーマン形式の学習会を実施している。その際、送迎は実施していないが、小学校低学年は行き帰りでの事故等を防止するため、保護者による送迎が義務付けられている。しかし、ひとり親世帯において、仕事をしながら子どもの送り迎えの時間に合わせて退勤するといった時間の確保は難しい。

また、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」より、各自治体は子どもの学習・生活支援事業実施における課題について、「対象となり得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい」と答えた割合は 40.1%、次いで「活動場所への子どもの移動手段の確保が難しい」が 28.0%となっている。さらに、この課題に対応するために考えられる方策としては、「送迎手段の確保」の 25.4%が最も高かった。つまり、事業実施において、親が子どもの面倒を見られないという時間不足の問題は解決しなければならない。

以上の3点から、第1項であげた学習支援は、生活困窮者支援としてだけでなく、生活に精一杯で学校外教育費を捻出できない世帯や、時間に余裕がない世帯に対して、より利用しやすい支援を行う必要があると考える。

第4節 問題意識

第2節では、母子世帯の子どもは教育格差に直面し、将来的に低賃金に悩まされる可能性が高いことを指摘している。また、教育格差の要因として、母子世帯は経済的負担が重く、かつ時間的制約も多いという点に着目した。

第3節では、ひとり親世帯の子どもを対象とした経済的支援策や時間的な制約に対する支援策は検討が繰り返され、数多く実現されてきたことを紹介した。しかし、ひとり親世帯が抱える悩みに即した支援策は不十分であり、利用率の悪さが課題である。

そこで本稿では、「母子世帯が抱える経済的負担および時間的制約が、子どもの教育機会の不平等につながるのではないか」という点を問題意識とする。これらの課題を是正し、教育機会の平等を達成するための政策の提言を目指す。さらに現行の支援策では十分な支援が届いていない現状を踏まえ、教育機会の確保および教育支援のアクセス向上を目標とする。

そのため、次章以降では母子世帯であることが経済的不利および時間的制約に悩まされる可能性を高めるかどうかについて分析を行うとともに、一般的な貧困分析で採用されている等価可処分所得の中央値の 50%の所得貧困線が、子どもの教育機会の確保という観点から本当に適切であるかどうかを検証する。

第2章 先行研究及び本稿の位置付け

第1節 先行研究

日本において、「金銭的な貧困」と「時間的側面からなる貧困」の2次元から貧困を捉えた研究として、石井・浦川（2014）の「生活時間を考慮した貧困分析」を取り上げる。この研究では、貧困を時間と所得の観点から2次元で捉えることで、どのような世帯で所得貧困、時間貧困に陥りやすいのか、という点について明らかにしている。

また、分析に際しては、単身世帯、ひとり親世帯、二人親世帯、夫婦のみの世帯に分類し、日本家計パネル調査（JHPS）の2011年から2013年のデータからそれぞれの平均労働時間を設定している。

これにより、貧困状態を「時間貧困・所得貧困」、「時間貧困・非所得貧困」、「非時間貧困・所得貧困」、「非時間貧困・非所得貧困」の4つのフレームに分類して分析している。

石井・浦川（2014）では、「所得貧困」を次のように定義している。「所得貧困」は分析対象世帯の手取り所得が、算出された最低生活費を下回っている場合のことである。ここでの最低生活費とは生活保護の扶助基準をもとに、母子世帯などの特定世帯に対する加算、住宅扶助基準、教育扶助基準と高等学校等就学費、介護扶助基準、医療扶助基準の総和によって算定されたものである。

一方、「時間貧困」については、総務省「平成23年度社会生活基本調査」を参考に、基礎活動時間と最低必要家事時間を設定することで定義している。基礎的活動時間については、男女別に20-64歳における週全体の平均値を用いた。睡眠時間、食事時間、身の回りの用事に加え、最低限必要な余暇時間も含まれている。最低限必要家事時間については、炊事、洗濯、育児・介護、買い物といった一連の家事作業を全く外部化しない場合に最低限必要となる家事時間を意味するため、分析対象となる世帯類型ごとに、少なくとも成人1人がいる世帯における家事時間の平均値を当てはめた。

これらをもとに測定した結果によると、ひとり親世帯の所得貧困に陥っている割合は78.1%、と他世帯に比べて極めて高い水準{二人親世帯(末子6歳以上)の場合10.8%、二人親世帯(6歳未満1名以上)の場合19.3%}であることが明らかとなった。

また、時間貧困線を新たに別の方法で定義することで、時間貧困について捉えなおした王（2017）を紹介する。この研究では、Vickery（1977）、Harvey and Mukhopadhyay（2007）、Burchardt（2010）Kalenkoski（2011）を参考にして、時間貧困線を定義している。具体的には、石井・浦川（2014）同様、総務省「平成23年度社会生活基本調査」を用い、「基礎的活動時間（睡眠・食事・身の回りの用事）」と「最低限必要な家事・育児時間」を世帯類型ごとに設定した上で、総時間からこれらの時間と労働・通勤時間を除いた値を各世帯の余暇時間と定義している。そして、この余暇時間の中央値の50%を時間貧困線とし、これを下回る回答者を時間貧困として分類している。

第2節 本稿の位置付け

母子世帯の所得貧困と子どもの教育に着目した貧困研究は日本でも多くあるが、時間と所得による二次元的貧困が教育に与える影響を測った研究は少ない。そこで本稿では、前節で紹介した石井・浦川（2014）の「所得貧困線」と王（2017）「時間貧困線」の設定基準を参考にした。具体的には、「所得貧困線」に関しては、石井・浦川（2014）と異なり、「平成 28 年国民生活基礎調査」から算定した等価可処分所得の中央値の 50%を貧困のラインとして設けた。「時間貧困線」に関しては、石井・浦川（2014）及び王（2017）に倣い、総務省「平成 28 年社会生活基本調査」をもとに、時間貧困のラインを設定した。

本稿では、以上のような貧困線を設定し、母子世帯であることが所得貧困・時間貧困である可能性を高めるかどうかについて分析を行う。以上の分析を踏まえて、母子世帯の子どもの教育機会を平等にするための政策提言を行う。

第3章 分析

第1節 分析の方向性

本稿第1章では母子世帯において所得や時間の制約があることを確認した。本章ではそのような状況を母子世帯における所得貧困および時間貧困と定め、この定義に従って所得貧困ダミーと時間貧困ダミーを作成した。これらを含めたパネルデータを用いて、母子世帯であることが所得貧困や時間貧困に陥る理由として適切かロジスティック回帰分析を行うことで確認した。また、母子世帯の子どもが国公立4年制大学を卒業するために最低限必要となる年収を推計し、一般的に用いられる貧困線との比較分析を行う。

第2節 貧困の定義

第1項 所得貧困の定義（相対的）

ここでは、本稿における所得貧困を定義する。本稿の先行研究としてあげた、石井・浦川（2014）では、生活保護扶助基準に従って算出された月あたりの支給額を所得貧困の基準として、この基準を下回っている場合を所得貧困と定めていた。これに対し、本稿では、一般的な貧困分析に従って等価可処分所得の中央値の50%を所得貧困の基準として定め（以下所得の貧困線）、これを下回った場合を所得貧困と定義する。また、使用データから算出された貧困線の正確性を担保するため、平成28年国民生活基礎調査における等価可処分所得の中央値の50%と比較する。

所得の貧困線を算出するにあたり、以下のような変数を設定した。

表8 設定した変数

変数名	内容
世帯人数	世帯主との同居人数から同居しているが生計は別にしていない者の数を引いた。国民生活基礎調査においては同居かつ生計を共にしている者を世帯員としている。比較対象との基準を合わせるため、本稿でも国民生活基礎調査に倣った世帯人数を定義した。
等価可処分所得	税、社会保険料を引いたあとの手取り収入額の家族全員分の合計額を世帯の手取り収入とした。これを、世帯人数平方根で除した値を投下可処分所得とした。

以上の2つの変数を用いて算出された所得の貧困線と各年の国民生活基礎調査より算出された所得貧困線を表9にまとめた。

表 9 等価可処分所得の中央値の 50% (単位：万円)

	筆者作成	国民生活基礎調査
2014 年 (平成 26 年)	125	122
2015 年 (平成 27 年)	125	122
2016 年 (平成 28 年)	129	122

出典：JHPS_KHPS 統合データ 2014-2016 を用いて筆者作成。国民生活基礎調査の値は、平成 28 年国民生活基礎調査結果の概要より引用した。

注：国民生活基礎調査は 3 年に 1 回大規模な調査が行われ、中間年には簡易的な調査が実施される。平成 28 年が大規模調査、平成 26 年および平成 27 年が簡易的な調査に該当する。中間年の調査結果の概要において等価可処分所得の中央値の 50% の値の記載がなかったため、大規模調査の結果を代用した。

表 9 より、本稿での使用データから算出した値と国民生活基礎調査の結果には大きな差がないことが確認できたため、算出した所得の貧困線を使用して以後の分析を行う。

第 2 項 時間貧困の定義

第 2 章において石井・浦川 (2014) における時間貧困の定義に倣うと述べたことに従い、本稿における時間貧困を次のように定義する。

総時間から基礎的活動時間を差し引いた時間を可処分時間とし、そこから最低限必要家事時間を差し引いた結果である配分可能時間を時間貧困の基準 (時間の貧困線) と定める。時間の貧困線と労働および通勤時間を比較し、配分可能時間が小さくなる時、すなわち配分可能時間から労働および通勤時間を差し引いた結果が負になるときを時間貧困と定義する。

表 10 時間貧困の定義の項目とその内訳

項目名	内容
総時間	一週間という期間を時間を単位として書き換えたもの 総時間 = 7 (日) × 24 (時間) = 168 (時間)
基礎的活動時間 (a)	食事、睡眠、身の回りの用事、余暇時間の合計
可処分時間	総時間から基礎的活動時間を差し引いた時間 可処分時間 = 総時間 - 基礎的活動時間
最低限必要家事時間 (b)	家事、育児、介護・看護、買い物の時間の合計 最低限必要家事時間 = 家事時間 + 育児時間 + 介護・看護時間 + 買い物の時間
配分可能時間	可処分時間から最低限必要家事時間を差し引いた時間 配分可能時間 = 可処分時間 - 最低限必要家事時間

出典：石井・浦川 (2014) を参考に筆者作成。すべて 1 週間を基準としている。

表 11 時間貧困の判断基準

計算結果	時間貧困に該当するか否か
168-a-b < 労働および通勤時間の合計	時間貧困とする
168-a-b > 労働および通勤時間の合計	時間貧困ではない

次に、本稿における時間の貧困線の算出を行った。母子世帯における時間貧困を測るにあたって、総務省社会生活基本調査より基礎的活動時間および最低限必要家事時間を算出し総時間から差し引くという操作を行う。社会生活基本調査は5年に1度実施される調査であり、本稿では平成28年の調査結果を用いた。

基礎的活動時間には、石井・浦川（2014）に倣い余暇時間を含めた。しかし、余暇時間の定義は石井・浦川（2014）において明確にはされておらず、平日は1時間/日、休日は3時間/日と仮定されているのみであり、この仮定の根拠も特筆して述べられていなかった。

王（2017）においては、時間貧困の分析に際して余暇時間を算出し、余暇時間の50%を時間貧困の基準とした分析が行われている。つまり、余暇時間を設定する場合と余暇時間を分析対象とする場合があり、この点を踏まえると余暇時間は容易に定義できるものではないと考えられる。

そこで、本稿では、余暇時間を仮定するのではなく、実態に即して定めることとした。その際、社会生活基本調査における「休養・くつろぎ」「趣味・娯楽」の時間の合計を余暇時間とした。内訳は、休養・くつろぎの時間は11.2時間/週、趣味・娯楽の時間は4.0時間/週となった。余暇時間の1日あたり平均は約2時間となり、石井・浦川（2014）において仮定されていた時間と大きく異なるものではないことが分かる。

母子世帯の親の基礎的活動時間及び最低限必要家事時間の基準として、夫婦と子どもの世帯（夫有業、妻無業）の妻の時間を用いる。最低限必要家事時間は、炊事、洗濯、育児・介護、買い物といったすべての家事作業を一切外部化しない場合に最低限必要となる家事時間を意味するため、少なくとも一人無業の成人がいる世帯と比較する必要がある。この点を踏まえ、母子世帯の時間の貧困線の基準には妻が無業である世帯を採用した。また、夫婦の世帯においては世帯内における家事や育児が分担されており、すべてをどちらか片方が担っているわけではない。そのため妻の最低限必要家事時間は、夫の最低限必要家事時間を差し引いた時間となり、これを妻の実質最低限必要家事時間とした。

以上の注意点を踏まえ算出された配分可能時間は表12の通り1週間当たり31.15時間であり、これが時間の貧困線となる。

表 12 基礎的活動時間及び最低限必要家事時間
(夫婦と子ども(夫有業、妻無業)世帯の妻)

総時間 (時間)	基礎的活動時間(時間)					実質最低限必要家事時間(時間)					配分可能時間 (時間)
	睡眠	身の回りの用事	食事	余暇	合計	家事	育児・介護	育児	買い物	合計	
168	51.0	9.2	11.8	15.2	87.2	30.9	0.8	14.4	3.6	49.7	31.15

出典：平成28年社会生活基本調査より筆者作成

第3節 分析：母子世帯と所得貧困・時間貧困

第1項 使用データ

本稿で用いるデータは慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター（PDRC）による「日本家計パネル調査（JHPS）」および「慶應義塾家計パネル調査（KHPS）」の統合データである「日本家計パネル調査（JHPS/KHPS）」である。付属のデータ構築用プログラムを用いてデータの構築を行った。JHPSは2009年から全国4000人の男女を対象に開始されたパネル調査で、主に就業、所得、教育、健康・医療をテーマに調査しており、KHPSは2004年から全国4000人の男女を対象に開始されたパネル調査で、主に就業、消費、所得、住宅をテーマに調査しており、日本家計パネル調査では幅広い項目について調査されていることが分かる。なお、第4節の分析においても本節と同じデータを用いている。

第2項 検証仮説と概要

男女間では賃金格差が生じており女性の賃金は男性の賃金と比べて低くなる傾向にあり、母子世帯であることは、世帯の収入が低下し貧困線を下回る可能性が高くなると考えた。また、母子世帯における貧困率は他の世帯類型より高水準で推移しており、母子世帯であることが所得貧困に陥る確率を高めるのではないかと考えた。加えて、母子世帯の親における有業率の高さ、および近年の正規雇用割合の上昇を踏まえ、母子世帯において時間貧困が発生している可能性があると考えた。

以上のことを鑑みて本稿の検証仮説は「母子世帯であることは、所得貧困・時間貧困に陥る確率を高める。」と定めることとする。

第3項 設定した変数と使用モデル

本項では、分析に際して設定した変数を紹介する。

表 13 分析に用いた変数

変数名	内容
母子世帯ダミー	世帯主が女性であり配偶者がおらず、かつ少なくとも一人 20 歳未満の子どもがいる世帯を指す。
所得貧困ダミー 1	本稿での所得貧困の定義に従い、世帯の可処分所得が等価可処分所得の中央値の 50%を下回っている場合に 1 となるダミー変数。
所得貧困ダミー 2	第 4 節において推計した母子世帯の子どもが国公立四年制大学を卒業するために必要な年収を世帯の可処分所得が下回っている場合に 1 となるダミー変数。
時間貧困ダミー	本稿での時間貧困の定義に従い、母親の配分可能時間が通勤および労働時間を下回っている場合に 1 となるダミー変数。
年齢	世帯主の年齢を表す変数。
年齢の 2 乗	世帯主の年齢を 2 乗して作成した変数。
正規雇用ダミー	常勤職員、または正規職員として勤めているとき 1 となるダミー変数
母子世帯ダミーと正規雇用ダミーの 交差項	母子世帯かつ正規雇用であるときに 1 となるダミー変数
勤務時間	勤務時間を表す変数
最終学歴	最終学歴を表す変数。調査票では下記の 5 段階の項目となっている。 1：中卒、2：高卒、3：短大・高専卒、 4：大卒、5：大学院卒 分析を行う際は、最も対象者が多い高卒を基準とした変数を設定した。
勤務時間	勤務時間制度を表す変数。調査票では下記の 5 段階の項目となっている。 1：通常の勤務時間制度、 2：フレックスタイム制（一定の時間内で始業・終業時刻を自分で調整できるもの） 3：変形労働時間制（一定の期間だけ勤務体系が異なるもの）・交代制（昼・夜シフト等） 4：裁量労働・みなし労働時間制（法律の適用を受ける専門・営業・企画職、在宅勤務等） 5：時間管理なし（裁量労働・みなし労働時間以外で残業手当の出ない管理職等） 勤務時間を表す変数を分析に用いる際は、最も数の多い、1：通常の勤務時間制度を基準にした。

第4項 分析1：所得貧困と母子世帯であることの関係

本項では、母子世帯であることが所得貧困に陥る確率を高めるという仮説を検証する。被説明変数には、所得貧困ダミー1を用いている。

モデル1では学歴、年齢、年齢の2乗項をコントロール変数とし、本項の仮説を検証した。モデル2では、モデル1に正規雇用ダミーを加えた。モデル3では、母子世帯ダミーと正規雇用ダミーの交差項が与える影響を検証した。いずれの場合も使用したモデルが正しかったことがわかるため、結果の解釈を行う。

モデル1とモデル2では、母子世帯であることが所得貧困に陥る確率を高めるという仮説を支持する結果を得ることができた。

モデル3では、母子世帯でありかつ正規雇用である場合にも、所得貧困に陥る確率を高めると分かった。モデル1と比較した場合、被説明変数に与える影響が小さくなっており、母子世帯でありかつ正規雇用であることで所得貧困に陥る確率に与える影響が小さくなり、母子世帯でありなおかつ正規雇用であることに大きな意味はないことを示唆する結果となった。

表 14 分析結果 1

変数名	モデル 1	モデル 2	モデル 3
母子世帯ダミー	3.266*** (0.518)	3.211*** (0.500)	
母子世帯ダミーと正規雇用ダミーの交差項			1.788** (0.822)
最終学歴（高卒を基準とする）を表す変数			13,854
中卒	1.551*** (0.283)	1.515*** (0.268)	1.542*** (0.282)
短大・高専卒	-0.304 (0.258)	-0.410 (0.255)	-0.295** (0.258)
大卒	-0.605*** (0.224)	-0.377* (0.221)	-0.657*** (0.225)
大学院卒	-2.134** (0.968)	-0.162* (0.982)	-2.203** (0.964)
年齢	-0.001 (0.460)	-0.006 (0.045)	0.000 (0.046)
年齢の2乗	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)
正規雇用ダミー		-1.445*** (0.222)	
_cons	-6.294*** (1.300)	-5.271 (1.270)	-6.086*** (1.292)
観測数	13,854	13,854	13,854
rho	0.686	0.675	0.686
chibar2(01)	529.31	506.17	547.13
対数尤度	-2041.921	-2018.236	-2060.161

(注) 1) ***, **, *印は 1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す

2) 括弧内は標準誤差

出典：分析結果より筆者作成

第5項 分析2：時間貧困と母子世帯であることの関係

本項では、母子世帯であることが時間貧困に陥る確率を高めるという仮説を検証する。モデル1では、母子世帯ダミーと勤務時間を表す変数を入れた分析を行った。モデル2ではモデル1にコントロール変数である正規雇用ダミーを入れた分析を行った。モデル3ではモデル1の母子世帯ダミーを母子世帯ダミーと正規雇用ダミーの交差項に変更した分析を行った。モデル4では、1週間の労働時間が12時間以上84時間未満のサンプルのみを用いた時間貧困ダミーを作成し分析を行った。モデル1からモデル4において使用したモデルが妥当であるという結果を得られたため結果の解釈を行う。

モデル1およびモデル2では母子世帯ダミーの係数が負に有意であった。すなわち母子世帯であることが時間貧困に陥る確率を高めるという検証仮説を支持しない結果となった。しかし、これは、母子世帯であることだけが時間貧困に陥る確率に影響するのではなく、母子世帯における他の要因の存在や新たなコントロール変数を用いた分析の必要性を示唆していると捉えられる。具体的には、母子世帯における世帯主の親からの金銭的援助などといった不労所得の影響、育児や家事の負担を軽減してくれる同居家族の存在を考慮した分析が必要であると考えており、本稿の分析のみでは、時間貧困に陥ることと母子世帯であることは無関係であると判断できるものではない。また、親の時間は子どもに教育機会を提供する上で必要な資源であり、母子世帯、父子世帯においては親の可処分時間は、ふたり親世帯と比べて少ないことが明らかであることを踏まえると、時間貧困と母子世帯であることには何らかの関係があるはずである。以上の課題点をふまえ、時間貧困と母子世帯の関係を明らかにすることが本稿の分析における課題点となった。

モデル3では母子世帯でありかつ正規雇用であることが時間貧困に与える影響について有意な結果は得られなかった。時間貧困に陥る確率を高めることを予想して分析を行ったがモデル1、2と同様の課題が存在していると考えられる。

モデル4では、1週間あたりの勤務時間が12時間以上84時間未満のサンプルを用いて分析を行った。この分析では検証仮説を支持する結果を得ることができた。すなわち、母子世帯であることは時間貧困に陥る確率を高めるという結果を得ることができたが、使用サンプルを制限しているため、明らかな結果として解釈することはできず、母子世帯であることが時間貧困に陥る確率を高めるという可能性を支持する程度である。勤務時間の下限を設けることで、上述した課題点のごく一部に対応できると考えられる。これは、労働以外で収入を得る手段の確保が困難な世帯を対象とすることになり、不労所得の存在を考慮する必要性を踏まえられたと考えられる。また、本稿では生計の維持に努めようとしている母子世帯を前提にしており、このような下限を設けることでわずかながらに前提を反映させられたと考えている。しかし、1週間の勤務時間の下限として12時間という基準を設けたことは大きな根拠をもつものではないため課題に対応しきれていないとは言えず、依然今後の改善が求められる。

表 15 分析結果 2

変数名	モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4
母子世帯ダミー	-2.375*** (0.603)	-1.623*** (0.520)		0.996** (0.507)
母子世帯ダミーと正規雇用ダミーの交差項			-0.490 (0.850)	
勤務時間				
フレックスタイム制	-0.781** (0.370)	0.167 (0.328)	-0.951** (0.376)	
変形労働時間制	-1.797*** (0.349)	-1.188*** (0.317)	-2.136*** (0.380)	
裁量労働・みなし労働時間制	-0.521 (0.536)	0.354 (0.519)	-4.01 (0.542)	
時間管理なし	0.729** (0.351)	1.582*** (0.324)	0.935*** (0.357)	
正規雇用ダミー		4.616*** (0.281)		4.511*** (-0.280)
_cons	0.156 (0.166)	-2.641*** (0.213)	0.062 (0.181)	-0.382** (0.148)
観測数	3034	3034	3034	3083
rho	0.835	0.717	0.867	0.752
chibar2(01)	854.44	448.30	812.81	386.2
対数尤度	-1606.072	-1391.028	-1638.024	-1270.550

(注) 1) ***, **, *印は 1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す

2) 括弧内は標準誤差

出典：分析結果より筆者作成

第6項 新しい所得貧困線

第2章第1項では、等価可処分所得の50%を所得の貧困線として定義し、その値は約125万円であった。つまり、年間の世帯手取り収入が125万円を超えていた場合は所得貧困に陥っていないとみなす。

しかし、子どもがいる世帯においては日常生活における衣食住を確保するだけでなく、子どもの教育機会の確保も重要な課題である。本稿では、第1項で設定した所得の貧困線が子どもの教育機会の確保という観点から適切であるかを分析するため、子どもが国公立4年制大学を卒業するために必要な母子世帯の年収に着目する。そして、子どもが国公立4年制大学を卒業するために必要な母子世帯の年収を、子どもが小学校入学から大学卒業までに必要となる教育費、教養娯楽費、学校給食費を除いた最低限必要生活費の合計を絶対的所得貧困と定義した。なお、私立の学校に通うことはないとした。

また、データの制約上、ひとり親世帯の区分を把握できず、本稿の対象である母子世帯のみを対象として所得の貧困線を算出することができない。しかし、算出対象は所得など性別による影響を大きく受けるものではなく、生活費や教育費など母子世帯および父子世帯において負担する機会が等しく訪れると考えられる項目である。したがって、算出結果を本稿で利用することに特段問題はないと考えられる。

小学校から高校までの教育費は文部科学省「子どもの学習費調査」より子どもの1年間に必要となる教育費の平均額を利用した。大学入学から卒業までの学費は独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」の結果を利用し、大学生の子どもの1年間の教育費の平均額を算出した。これらを教育課程ごとに、小学校は6倍、中学校・高校は3倍、大学は4倍し、すべてを合計することで小学校卒業から大学入学までに必要となる教育費を算出することができる。

表16 各教育課程で入学から卒業までに必要な学費（単位：円）

	公立小学校	公立中学校	公立高校	国公立大学4年
2014年	1,930,248	1,445,523	1,229,937	3,106,000
2015年	1,930,248	1,445,523	1,229,937	3,106,000
2016年	1,933,860	1,435,662	1,352,586	2,852,000

出典：文部科学省「子どもの学習費調査」2014年および2016年、独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」2014年および2016年より筆者作成

注：いずれの調査も2015年は行われておらず2014年のデータで代用したため、同じ値となっている。

生活費の算出においては、実際に必要となった支出額を本来必要な生活費とみなした。総務省「家計調査」より、親と20歳未満の子どものみの世帯における1カ月の支出に関するデータを利用し、毎月の消費支出から教育費および教養娯楽費を差し引いた値を12倍することで1年間に必要となる最低限必要生活費を算出した。

表 17 最低限必要な生活費（単位：円）

	消費支出			
		教育	教養娯楽	学校給食
2014年	2,451,648	205,824	215,952	18,240
2015年	2,592,960	237,024	228,780	25,044
2016年	2,800,872	313,980	229,380	20,064

出典：総務省家計調査より筆者作成

なお、小学校入学から大学卒業までに必要な年数は、各課程の標準修業年限（小学校6年、中学校・高校3年、大学4年）の合計と仮定すると、16年となる。表10における最低限必要生活費を16倍することで、子どもが小学校入学から大学卒業までの期間に必要な最低限生活費を算出することができる。

表16より、16年間で必要となる教育費の合計を算出することができ、表17より16年間で必要となる最低限必要生活費を算出することができる。これらを合計した額が、16年間で親と20歳未満の子どものみの世帯において、子どもが小学校入学から国公立4年制大学を卒業するまでに必要となる金額である。この金額を16で除すことで、ひとり親世帯に必要なとされる平均年収を算出できる。結果を表18にまとめた。

表 18 小学校入学から大学卒業までに必要とされる平均年収の算出（単位：円）

	16年間の最低限 必要生活費	16年間で 必要となる教育費	最低限必要生活費 と教育費の合計	必要とされる 平均年収
2014年	32,186,112	7,711,708	39,897,820	2,493,614
2015年	33,633,792	7,711,708	41,345,500	2,584,094
2016年	35,799,168	7,574,108	43,373,276	2,710,830

出典：表16と同様

表18より、2014年は約249万円、2015年は約258万円、2016年は約271万円と算出された。これらの結果の平均値である259.6万円（分析では260万円）を所得の貧困線とし、新しく所得貧困ダミー2を作成した。そして、所得貧困ダミー2を被説明変数に用いて、母子世帯であることが所得貧困に陥る確率を高めるといふ仮説の検証を行った。なお、所得の貧困線が変わることによる影響の考察を行うため、モデルの設定は第4項と揃え、被説明変数のみ所得貧困ダミー2に変更した。

分析結果について考察する。モデル1からモデル3において、母子世帯ダミーの係数および母子世帯ダミーと正規雇用ダミーの交差項すべての係数が1%水準で有意であった。これは、筆者らが推計した所得の貧困線、すなわち、母子世帯において子どもが国公立4年制大学を卒業するのに必要な年収を用いた場合においても、母子世帯であることが所得貧困の確率を高めるといふ仮説を支持する結果と言える。言い換えれば、母子世帯であることは世帯年収が約260万円を下回る確率を高めるといえる。

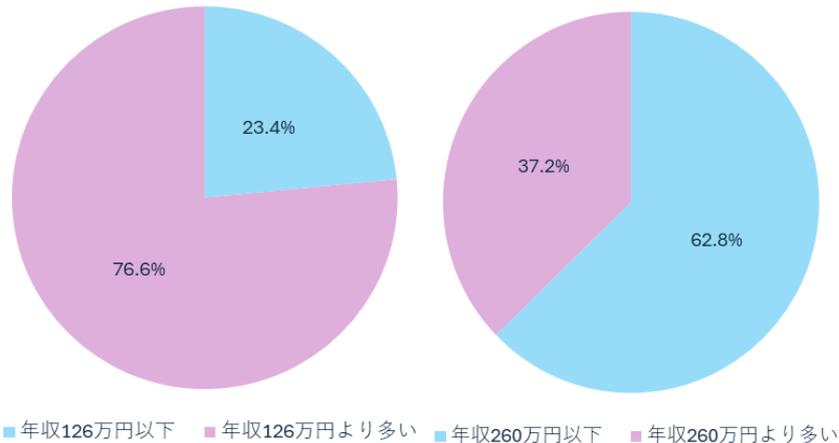
また、第4項の分析結果と比較して、母子世帯ダミーおよび母子世帯ダミーと正規雇用ダミーの交差項の係数の値が全モデルにおいて上昇していることがわかる。これは、所得の貧困線を引き上げた場合、母子世帯が所得貧困に陥る確率への影響がより強まることを示している。すなわち、母子世帯であることは年収約126万円を下回る確率、および年収約260万円を下回る確率を高める影響をもつが、年収約260万円を下回る確率は年収約126

万円を下回る確率に与える影響と比べて大きいと解釈できる。

したがって、母子世帯の年収は約 126 万円以下の範囲よりも年収約 126 万円から約 260 万円の範囲に多く分布していると考えられる。これは、図 7 より母子世帯において年収約 126 万円以下の世帯の比率が 23.4%であるのに対し、年収約 260 万円以下の世帯の比率が 62.8%となっており、年収の基準が約 2 倍であるが比率は約 3 倍の値をとっていることから推測できる。

以上の点を踏まえ、母子世帯を対象として貧困の分析を行う際は本稿で定めたような一般的な貧困線ではなく、それよりも高い水準を設ける必要性を示唆している。

図 7 126 万円（左）・260 万円（右）を基準とした母子世帯の年収調査



(注) 全体の観測数は 145 であり、年収 260 万円以下の世帯の観測数は 91 である。

全体の観測数は 145 であり、年収 126 万円以下の世帯の観測数は 34 である。

出典：日本家計パネル調査（2014～2016）より筆者作成

表 19 分析結果 3

変数名	モデル 1	モデル 2	モデル 3
母子世帯ダミー	4.392*** (0.491)	4.359*** (0.482)	
母子世帯ダミーと正規雇用ダミーの交差項			2.212*** (0.708)
最終学歴（高卒を基準とする）を表す変数			(0.491)
中卒	1.256*** (0.213)	1.225*** (0.209)	1.279*** (0.216)
短大・高専卒	-0.500*** (0.185)	-0.595*** (0.183)	-0.490*** (0.185)
大卒	-0.673*** (0.154)	-0.522*** (0.154)	-0.708*** (0.155)
大学院卒	-2.495*** (0.653)	-2.109*** (0.635)	-2.550*** (0.662)
年齢	-0.150*** (0.033)	-0.150*** (0.032)	-0.150*** (0.327)
年齢の2乗	0.002*** (0.000)	0.002*** (0.000)	0.002*** (0.000)
正規雇用ダミー		-1.184*** (-0.143)	
_cons	-1.095 (0.880)	-0.306 (0.872)	-0.979 (0.879)
観測数	13,854	13,854	13,854
rho	0.721	0.710	0.727
chibar2(01)	1877.97	1788.16	1950.79
対数尤度	-4914.992	-4880.135	-4954.283

(注) 1) ***, **, *印は 1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す

2) 括弧内は標準誤差

出典：分析結果より筆者作成

第4章 政策提言

第1節 政策提言の方向性

ふたり親世帯と比べて、母子世帯は所得貧困や時間貧困に陥るといふ仮説を検証した結果、分析の枠組みに課題は残るものの、母子世帯であることは所得貧困、および時間貧困に陥る確率を高めるといふ仮説を支持する結果を得ることができた。現状、自治体などで行われている学習支援事業や児童扶養手当をはじめとした支援策を踏まえると、実際には母子世帯の親の悩みにマッチしておらず、利用率は低く、十分なものではない。現行の支援策を見直し、所得貧困・時間貧困の両面に対応した新たな政策を提言することができれば、母子世帯の子どもの教育機会の平等を実現できると考える。そこで、私たちは金銭的貧困と時間的制約に適合した支援により、子どもの教育機会の平等を実現するための政策を2つ提示する。

政策提言1では、「児童学習支援手当」を提言する。母子世帯の子どもは、経済的な理由で塾や習い事に通えない、教材を購入できないなど、学習環境と教育機会が制限されることが多い。この手当を受け取ることで、世帯の経済状況にかかわらず、必要な学習資源を手に入れることができるようになる。また、マイナンバーカードを用いて簡単に利用申請を行うことができ、アクセスもしやすくなる。

同時に、分析の結果から、母子世帯であることだけが時間貧困に陥る要因とはならないことが明らかとなったが、各自自治体において学習支援事業が行われているにも関わらず、利用率ならびに認知度が低く、十分に機能していないことは、母子世帯に時間的余裕がない可能性を否定するものではない。

そこで、政策提言2では、母親に対する時間的配慮の必要性を踏まえた支援策として「放課後児童学習教室」の導入を提言する。現行の学習支援事業は、集合型であり、子どもたちが各自で市内の施設へ赴く必要があった。この学習教室は、放課後に学校で行われるため、送迎が不要になり、子どもも親も安心できる環境での学習支援が可能となる。また、指導員による子どもの学習のサポートも行う。

ここで、ロールズの唱える「機会均等の原理」を参考にしたい。ロールズは、公正な社会のためにある職業や地位につくためには、平等な機会が用意されていることが大切であり、本人の力では逆らうことができない状態が存在することはあってはならないと唱えている。この考え方に則り私たちは子どもの学力向上を子ども自身の努力で変えられる環境づくりに着手する。このような、平等な教育機会の実現を妨げる要因である親の経済的貧困、時間的貧困を軽減する政策を提言する。

第2節 政策提言

第1項 政策提言1 子どもの教育費支援のために—児童学習支援手当の導入—

まず1つ目の政策提言は、児童学習支援手当の導入である。第1章第3節第1項で述べ

たように、現在母子世帯の子どもへの金銭的支援として「児童扶養手当」が支給されている。これは金銭的に余裕がない世帯の生活の安定と自立の促進を援助するものとして位置づけられている。政策提言1では、このような金銭的支援策の一環として、小学生から高校生までの子どもを持つ母子世帯の学習費用の補助を行う「児童学習支援手当」の導入を提言する。支援対象は、学習支援が必要であると考えられる小学生、中学生、高校生の子どもの持つ母子世帯かつ年収 260 万円以下とする。この手当は児童扶養手当と同様に、年収に基づく所得制限を設け、一定以上の収入のある世帯は対象外とすることで、支援が本当に必要な世帯へ重点的に届くようにする。

また、この年収 260 万円という値は、表 18 の必要な年収の3年間の平均値をとり、小数点以下第1位を四捨五入して算出した。支給金額は、小中高の子どもの一年間の平均教育費から算出した月額 21,023 円とする。本稿で用いたデータの母子世帯全体のうち、小学生、中学生、高校生の子どもの持つ世帯かつ年収 260 万円以下の世帯の割合は図7より 62.8% である。この 62.8% という数値は、第1章第2節第2項における母子世帯の相対的貧困率である 51.4% という数値よりも高い。また、第3章の平成 28 年国民生活基礎調査結果の概要より算出した 122 万円と比較して 260 万円の方が高く、対象世帯数が増加していると考えられるため、数値が上昇するのは適切である。

手当の使途は、教育関連費用に限定するものとする。教材費（教科書、参考書、学習用タブレット）、学習塾・習い事費用、学習環境整備費用（インターネット環境）、公立校の受験費用（中学校から大学までの受験料、模擬試験代）などに限定する。

なお、使途管理については、公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンが独自に行っている「スタディクーポン事業」のように、電子ポイントでの配布や、教育関連費用に用いたことを証明する領収書を提出して認められた場合にのみ還付する仕組みを導入することで、適正な利用を促す。さらに手当の申請手続きは、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取り、申請ボタンを押す操作で手続き完了できるほどの容易さを実現する。

この政策で期待される効果は、世帯の経済的困難により、学校外教育を受けることのできなかつた子どもが十分な学習機会を得られることである。また、子どもの進路選択の幅が広がり、学習意欲が向上する。さらに、使途が教育関連費用と限定されているため、これまで生活費のために後回しにされていた教育費を支出しやすくなり、親が子どもの教育について考えるきっかけにもなる。支援の申請に関しても、自ら自治体に出向く必要がなく、オンライン上で完結できるため、仕事や育児で忙しい母子世帯の親も利用しやすくなる。

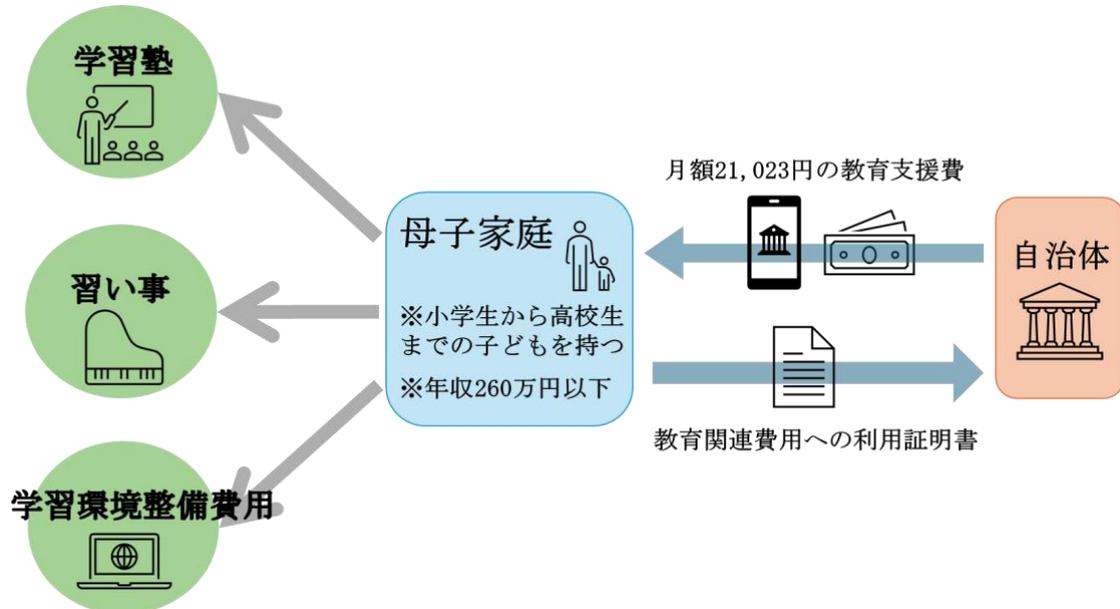
本政策は現在行われている児童扶養手当や児童手当のような金銭的支援策の一環として、子どもの教育費の補助を提案するものである。ここで、児童扶養手当と類似する児童手当の使途について着目する。児童手当は所得制限がなく、全ての世帯で受給することができる。厚生労働省「平成 24 年児童手当の使途等に係る調査」によると、児童手当等の用途は、子どもの教育費等が 44.2% と最も多くなっている。そのため、教育費補助に限定した児童学習支援手当の実現可能性は十分に高いといえる。

また、年収 260 万円という新たな所得制限を設けることで、所得貧困に陥るより多くの母子世帯に支援を行き届けることができる。さらに、電子クーポンや教育関連費用として用いたことを示す証明書をもとにすることで、子どもの教育費のみへの支出を確実に促し、支援の効果を高めることができる。この方法は、実際にスタディクーポン事業で既に導入されているため、実現可能性が高いといえる。

ただし、本政策の課題として、財源確保の難しさがあげられる。スタディクーポン事業では、個人・企業からの寄付金をもとに行われているため、企業と連携することも検討す

る必要がある。さらに、現行の学習支援事業同様に手当の認知がされない恐れがある。子どもの教育への意識が低い世帯にとって、この政策を自主的に利用する難易度は高い。

図8 児童学習手当の概要



筆者作成

第2項 政策提言2 母親の時間的配慮をした学習支援策として—放課後児童学習教室の導入—

2つ目の政策提言は、厚生労働省に対する放課後児童学習教室の導入である。政策提言1では、所得貧困に陥るひとり親世帯を対象とした教育費支援策として、児童学習支援手当を講じた。第1章第3節第1項で述べたように、現在各自治体において「学習支援事業」が行われている。この事業は、主に生活保護受給世帯を対象に行われている。しかし、現状分析より、金銭的支援を必要とする生活保護受給世帯に限られず、時間的制約が大きい母子世帯においても、子どもへの十分な教育機会の提供がされていないことが明らかになった。特に、親が家で子どもの学習を見ることができないことと、現行の学習支援事業において子どもの送迎ができないことを問題視する。

そこで、政策提言2では「放課後児童学習教室」を導入することを提言する。母子世帯の親が抱える時間的制約を軽減し、子どもへの学習機会を充実させる。利用対象は、時間貧困に陥りやすい母子世帯の小学生から高校生までとする。支援内容は、地域の学生やボランティアスタッフが、子どもの宿題や基本学習のサポートを行う。実施場所は小学校・中学校・高校またはオンライン上の4つである。オンラインに関しては、小中学生はGIGAスクール構想の一つとして各生徒に配布されたタブレットを、高校生は自身のスマートフォンやタブレットを用いる。そして、教室の状況をパソコンで繋ぎ、家でも教室にいる生徒と同様に支援を受けることができるサービスを提供する。このようにオフラインとオンラインの2つの環境で行うことのメリットは2つある。

1つ目は、現行の学習支援事業のように、子どもが授業後に別の学習場所に移動する必

要がないため、子どもが安全かつ慣れた場所で集中して学習に取り組むことができると同時に親の送迎の必要もなくなり、親が子どもに対して使う時間を減らすことができる。

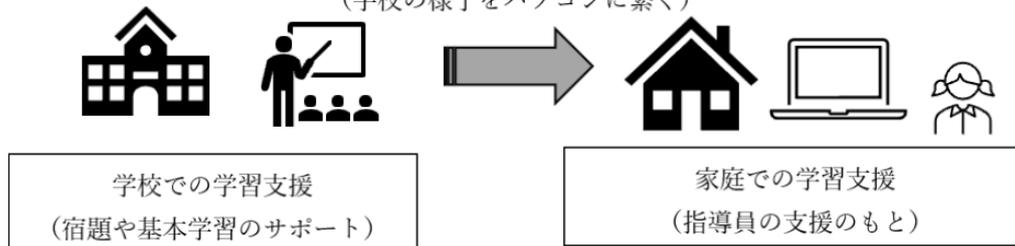
2つ目は、オンライン環境でも受講可能にすることで、生徒は友達と一緒に下校することができ、学校で受けると夜遅くに下校しなければならないといった状況を回避することができる。また、親も自宅で受講しているということを知っていると子どもが今どこにいるかといった心配を無くすることができる。

この政策に期待される効果は、子どもが放課後に学習支援を受け、各家庭の事情に合わせて学習支援を受けることができるため、母親の負担を軽減することや、子どもにとっても親にとっても安心できる環境を提供できることだ。さらに、ボランティアスタッフによる学習指導は、母親が時間的制約により、家で子どもの勉強を教えてあげられないといった問題を解消できる。その結果、家庭環境により学校外教育を受けることのできなかつた子どもが十分な学習機会を得られるようになる。

本政策は現在各自治体で行われている学習支援事業に加えて、親の時間的制約を支援するものである。第1章第3節第2項より、現行の学習支援事業の課題として、子どもの移動手段の確保の難しさが挙げられていた。そのため、学校並びにオンライン上で行われる放課後児童学習支援教室の実現可能性は十分に高いといえる。ただし、各学校に指導員を配置しなければならないため、人材確保の点が課題である。この点に関しては、現状実施が可能となっている教室の様子を映し出しすことでオンライン受講を進めたり、eラーニングシステムを整備し学習機会を提供したりすることで支援が全く届かないといった状況に陥らないようにしたいと考える。

図 9 放課後児童学習教室の概要

(学校の様子をパソコンに繋ぐ)



筆者作成

第3節 政策提言のまとめ

政策提言1より、母子世帯の所得貧困により学校外教育を受けることのできなかつた子どもが十分な学習機会を得られるようになる。子どもが大学進学を目指すきっかけとなり、さらに教育費に限定された手当であるため、親の子どもへの教育意識の向上も期待できる。時間貧困に対する支援効果としては、学習支援事業の手続きがオンライン上で可能になることによって、支援を利用しやすくなる。

また、政策提言2では、学習支援を放課後に学校で行うことで、時間的制約により困難であった子どもの学習施設への送迎や、子どもの家庭学習の監督への代替策として活用することができる。以上より、子どもの教育機会の平等を実現できると考える。

おわりに

本稿では、「母子世帯が抱える経済的負担及び時間的制約が、子どもの教育機会の不平等につながるのではないか」という点を問題意識とし、母子世帯であることが所得貧困・時間貧困に陥る可能性を高めるかどうかについて分析を行った。その結果、母子世帯であることが所得や時間の資源の確保に不利な状況を与えることが明らかとなった。

この結果をもとに、「児童学習支援手当」の導入並びに「放課後児童学習教室」の導入の2つの政策提言を行った。これにより、所得貧困に陥る母子世帯でも子どもの教育費の確保や時間的制約に配慮した学習支援策を利用できるようになる。この提言により、家庭環境に縛られず教育機会の平等が促進されることを期待する。

また、本稿の限界として以下の2点を取り上げる。

第一に、本稿は母子世帯であることが所得貧困を引き起こす確率を高めることは明らかにしたが、母子世帯のどのような要素が貧困に繋がっているのかという分析は行われておらず、母子世帯における貧困問題の根本的な解決に向けた政策提言までは至っていない。また、母子世帯であることと時間貧困に陥ることに関連があることを示唆することは出来たが、明らかな結果を得ることはできず、時間貧困に関する分析には特に課題が残る形となった。

第二に、本稿はひとり親世帯の中でも母子世帯に焦点を当てて分析を行ったため、同様にひとり親世帯である父子世帯が抱える課題については考察を行っていない。父子世帯は世帯数が少ないため、問題が顕在化していない部分があるものの、母子世帯と同様に時間的制約を抱えている可能性も示唆できる。

以上のような課題は残るものの、実際に母子世帯で所得貧困や時間貧困があることについてデータ分析を用いて示すことができたことや、そこから母子世帯に必要な年収を推計することができたことには大きな意義がある。これらの結果が後の社会の政策提言に大いに役立つことを望む。

最後に、この研究成果が、母子世帯をはじめとする時間的余裕のない貧困世帯への社会保障制度のさらなる検討に役立ち、家庭環境に左右されることなく、すべての子どもが平等な教育機会を得られる社会が実現する一助となることを願い、本稿の締めとする。

本稿の執筆にあたり、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターよりデータ提供のご協力をいただいた。ここに感謝の意を表す。

参考文献・引用文献・データ出典

主要参考文献

- 石井・浦川 (2014) 『生活時間を考慮した貧困分析』慶應義塾大学 パネルデータ設計・解析センター
(https://www.pdrc.keio.ac.jp/uploads/8_Ishii_UrakawaB662.pdf)
(最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 小塩 (2022) 『健康と貧困』一橋大学
(<https://econ-review.ier.hit-u.ac.jp/wp-content/uploads/files/2024/keizaikenkyu7303210.pdf>) (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 王 (2017) 『所得と生活時間の貧困分析:CES 型 Well-being 関数の推計によるアプローチ、Income and Time Poverty in Japan: An Interdependent Multidimensional Poverty Approach』
(https://api.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/1812535/p029.pdf) (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)

引用文献

- 厚生労働省「令和 3 年賃金構造基本統計調査」
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2021/dl/01.pdf>)
(最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 厚生労働者「令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」
([001388754.pdf \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/001388754.pdf)) (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 労働政策研究・研修機構 (JILPT) ユースフル労働統計 2023 「21 生涯賃金など生涯に関する指標」
(https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/kako/2023/documents/useful2023_21_p297_327r.pdf) (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 文部科学省「令和 3 年度学校基本調査結果」
(https://www.mext.go.jp/content/20211222-mxt_chousa01-000019664-1.pdf)
(最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 労働政策研究・研修機構 (JILPT) . 子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2018 (第 5 回子育て世帯全国調査)
(<https://www.jil.go.jp/institute/research/2019/documents/192.pdf>)
(最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 労働政策研究・研修機構 (JILPT) 調査シリーズ No. 239 『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2022 第 1 回 (2011 年) ~ 第 6 回 (2022 年) 子育て世帯全国調査の基礎的集計』本文中図表バックデータ
(https://www.jil.go.jp/institute/research/2024/documents/0239_data.pdf)
(最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 労働政策研究・研修機構 (JILPT) 調査シリーズ No. 239 『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2022 第 1 回 (2011 年) ~ 第 6 回 (2022 年) 子育て世帯全国調査の基礎的集計』
(<https://www.jil.go.jp/institute/research/2024/documents/0239.pdf>)

- (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)

● 労働政策研究・研修機構(2014 年)「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2014 (第3回子育て世帯全国調査)」
<https://www.jil.go.jp/institute/research/2015/documents/0145.pdf>
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 厚生労働省「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和4年度事業実績調査 集計結果」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001225625.pdf> (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 厚生労働省 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業 報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000931354.pdf>
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 豊中市午前7時からの小学校の校門開放
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodate_nol/sho1_kabe/am7_koumonkaihou.html (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 大阪市習い事・塾代助成事業
<https://www.juku-osaka.com/> (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 東京都福祉局 受験生チャレンジ支援貸付事業
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/teisyotokusyataisaku/jukenseichallenge.html> (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 株式会社三菱総合研究所「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業」実践事例集
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyo-Shakai/0000080240.pdf>
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- ひとり親家庭等に関する施策・制度について
https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/siryu/pdf/ka34-4.pdf
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 子ども家庭庁 児童扶養手当について
<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/fuyou-teate>
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 東京都北区 児童扶養手当 (概要・申請手続)
<https://www.city.kita.tokyo.jp/k-mirai/kosodate/teate/jido-02/shinse.html>
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 京都市 ひとり親家庭等日常生活支援事業
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000205735.html>
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 全国ひとり親世帯等調査/令和3年度全国ひとり親世帯等調査 実数値
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450275&tstat=000001127535&cycle=8&tclass1=000001172966&tclass2=000001172967&tstat_infid=000032274313&tclass3val=0
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2021/dl/13.pdf>

- (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)

厚生労働省 国民生活基礎調査 用語の解説
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa17/dl/05.pdf>
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 厚生労働省 国民生活基礎調査 各種世帯等の所得等の状況 調査結果概要
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/03.pdf>
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- e-Stat 「家計調査/家計収支編 二人以上世帯 詳細結果表」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200561&tstat=000000330001&cycle=7&year=20160&month=0&tclass1=000000330001&tclass2=000000330004&tclass3=00000330005&stat_infid=000031534685&result_back=1&tclass4val=0
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- e-Stat 「子供の学習費調査」
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400201&tstat=000001012023&cycle=0&metadata=1&data=1> (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 文部科学省 「国公立大学の授業料等の推移」
https://www.mext.go.jp/content/20211224-mxt_sigakujo-000019681_4.pdf
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン. スタディクーポンの取り組み
<https://cfc.or.jp/studycoupon>
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 厚生労働省 「平成 24 年児童手当の用途等に係る調査」
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11906000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Ikuseikankyoka/0000013252.pdf>
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- Understanding Unequal Economic Opportunity By SAMUEL BOWLES
<https://www.jstor.org/stable/pdf/1817095.pdf> (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- How Much Can We Boost IQ and Scholastic Achievement? By R. JENSEN
 (<https://arthurjensen.net/wp-content/uploads/2014/06/How-Much-Can-We-Boost-IQ-and-Scholastic-Achievement-OCR.pdf>)
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)
- 文部科学省 義務教育段階におけるひとり一台端末の整備状況 (令和 4 年度末時点)
https://www.mext.go.jp/content/20230711-mxt_shuukyo01-000009827_01.pdf)
 (最終閲覧日 2024 年 11 月 5 日)

データ出典

- 慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター「JHPS/KHPS2004-2022」 (日本家計パネル調査 (JHPS/KHPS) | 慶應義塾大学 パネルデータ設計・解析センター (keio.ac.jp)) 2024 年 06 月 10 日データ取得